			及び陸岸により囲まれた海面並びに夢前川最下流床止えん堤、水尾川西浜橋、船場川飾磨港大橋、野田川向島橋及び市川潮止堰各下流の河川水面（航路を除く。）	
		（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）		（略）
和歌山下津	和歌山区	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		南区	南防波堤、同防波堤突端から二百四十八度十五分三百二十二メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十五度二百三十七メートルの地点まで引いた線、同地点から台場ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）		（略）
徳島小松島	（略）	（略）	（略）	（略）
	小松島区	第一区	北防波堤、同防波堤南端から小松島東防波堤北灯台（北緯三十四度四十九秒東経百三十四度三十五分五十九秒）まで引いた線、東防波堤、小松島東防波堤南灯台（北緯三十四度三十二秒東経百三十四度三十五分五十三秒）から小松島南防波堤灯台（北緯三十四度二十六秒東経百三十四度三十五分五十二秒）まで引いた線、南防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに千歳橋下流の神田瀬川水面（航路を除く。）	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）		（略）

			及び陸岸により囲まれた海面並びに夢前川最下流床止えん堤、水尾川西浜橋、船場川最下流旧鉄道橋、野田川向島橋及び市川潮止堰各下流の河川水面（航路を除く。）	
		（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）		（略）
和歌山下津	和歌山区	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		南区	南防波堤、和歌山南防波堤灯台（北緯三十四度十二分五十二秒東経百三十五度八分五秒）から二百四十八度十五分三百二十二メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十五度二百三十七メートルの地点まで引いた線、同地点から台場ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）		（略）
徳島小松島	（略）	（略）	（略）	（略）
	小松島区	第一区	北防波堤、同防波堤南端から小松島東防波堤北灯台（北緯三十四度四十九秒東経百三十四度三十五分五十九秒）まで引いた線、東防波堤、小松島東防波堤南灯台（北緯三十四度三十一秒東経百三十四度三十五分五十三秒）から小松島南防波堤灯台（北緯三十四度二十六秒東経百三十四度三十五分五十二秒）まで引いた線、南防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに千歳橋下流の神田瀬川水面（航路を除く。）	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）		（略）